受信機設置申請書

			VI ab	年	月	
			平风	#	Д	日
韮崎市長						
申辽	△者 住	所 _				
	(世	帯主又	は代表者)			
	氏	名 _				_ 印
受信機を無償貸与				災無線戸別	J受信機管3	浬運用
規程第2条の規定に。 なお、裏面「受信を なるまなる維持等	機の設置	につい	て」の事項を		設置後は	弘の責
任で善良なる維持管ヨ	当に分め	ること	を中し添えま	59 °		
			記			
設置場所 地区	名 _			地区	- <u>-</u>	
連絡先	電話 _					
貸与可能日 平成	Ž	年	月	<u></u>		
上記申請書により貸与し	アトス 1	いか供も	サ ア伺います			
課 長 リーダー	1	·····································		 号及び貸与	 ·決裁日	
			受信機番号	号		

平成

年

月

日

受信機の設置について

- 1 この受信機は、設置準備等の状況により、申請から配付までには、ある程度の期間を要することがあります。
- 2 受信機は無償貸与ですが、設置及び設置後の維持管理等に要する費用は、使用者 の負担となります。
- 3 電波条件の悪い場所では、聞き取りづらい場合がありますのであらかじめご承知 おきください。
- 4 受信機に特別な設備をしたり、改造をしないでください。
- 5 受信機を亡失又は損傷した場合は、状況によりそれに相当する価格の範囲内で弁償していただきます。
- 6 使用者は、その権利を譲渡したり、転貸したり、又は担保に供することはできません。
- 7 受信機は使用者が転出又は転居する場合は、必ず市役所に返納してください。
- 8 受信機は、1世帯に1台貸与します。